

令和7年10月14日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

静岡県磐田市議会議長 鈴木喜文

物価高騰等を踏まえた適切な診療報酬改定等に関する意見書

少子高齢化が進展する中、持続可能な地域医療提供体制を確保することが、地域において一層重要な課題となっている。

一方で医療機関は、国が定める全国一律の公定価格である診療報酬を基本として経営を行うこととされており、長期化する物価高騰や人件費の上昇による経費増の影響を独自に価格に転嫁することができず、経営基盤を安定化させることが非常に難しい状況になっている。

特に地域の基幹病院である自治体病院は、提供している医療の内容や施設規模の大きさから、医薬品費・診療材料費・光熱費の高騰や人件費上昇の影響を受けやすく、大きな負担を強いられており、病院の経営を圧迫している。こうした経営状況が続くことで、救急・小児・周産期・精神・災害などの地域に必要な医療を提供できる病院が少なくなっていくことも危惧される。

こうした中、直近の令和6年度の診療報酬改定では、ここ数年の大幅な物価の高騰や、人件費の上昇に見合ったものにはなっていない。さらに、国の令和6年度補正予算で創設された重点支援地方交付金や、令和7年度の入院時の食費基準額の引上げなどの措置が講じられても、依然として厳しい病院経営が続いていることに変わりがない状況である。

今後も適切な診療報酬改定が行われなければ、医療従事者の確保、情報セキュリティの確保など、課題が多い病院の経営が立ち行かなくなることはもとより、住民が求める地域医療の提供体制を維持することができなくなる。

よって、国におかれては、下記事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 物価高騰等の現下の社会経済情勢が、地域における社会保障サービスの中核となる医療機関の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、地域医療を守るため、入院基本料をはじめ、診療報酬改定の早期の実施や臨時的な診療報酬加算の創設など、物価高騰や人件費上昇に柔軟かつ速やかに対応すること。
- 2 上述の適切な制度改正が実施されるまでの間は、国からの直接補助や新たな交付金の創設などにより、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくための支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。